

フレーベル會規則 (抄)

- 第一條 本會ハ幼兒保育ノ改良發達ヲ圖ルヲ以テ目的トス
- 第二條 本會ハフレーベル會ト稱シ東京ニ置ク
- 第三條 會員タラントスルモノハ幼稚園ニ關係アルモノ又ハ幼兒保育ニ篤志ナルモノトス
- 第四條 會員ハ本會ノ經費トシテ一ヶ月金拾錢ヲ齎出スベシ
- 第五條 令聞名望アル人ニシテ本會ノ事業ニ裨益アリト認ムルモノハ特ニ請ヒテ客員トナスコトアルベシ
- 第六條 本會ノ目的ヲ達センガ爲ニ左ノ事業ヲ行フ
 - 一、總會、毎年十月之ヲ開キ保育ニ關スル演說、談話、保育參考品、幼兒成績物展覽、會務ノ報告等ヲナス
 - 一、常會、毎年二月、六月、ノ第二土曜日之ヲ開キ保育ニ關スル演說、談話、協議、實驗等ヲナス
- 尙毎年四月廿一日特ニフレーベル紀念ノ爲メ會ヲ開ク
- 一、組合會、會員中特ニ或ル事項ヲ研究セントスルモノヲ以テ組織ス
- 但シ別ニ組合規約ヲ定メテ會長ノ承諾ヲ經ルモノトス
- 一、雜誌發行、毎月一回雜誌ヲ刊行シテ之ヲ會員ニ配布ス
- 一、前項ノ外本會ノ目的ニ裨益アリト認メタル事件

會長

中川謙二郎

會告

- 本會事務所先般より東京女子高等師範學校附屬幼稚園内へ移轉致候處尙御承知漏も有之候様につき重ねて申上候
- 會員諸君にて御轉居等の節は至急御一報願候
- 萬一本誌不着等のこと有之候折は直に御一報煩し度候
- 會費御未納は會計整理上甚だ困却致候に付確實に御納付下され度尙後萬一御不納久しきに亘り候場合ハ乍遺憾雜誌發送を停止可致候間左様御含み置き願候

フレーベル會

明治三十四年一月廿八日第三種郵便物認可(毎月一回五日發行)

婦人と子ども 第十六号 大正五年七月八日發行

印刷所 凸版印刷株式會社本所分工場